

空家等改修費補助金の申込団体募集

大田区では、空家の利活用を推進するため、空家を地域のために役立てたいと考える家主と地域貢献活動をしたい団体との橋渡し（マッチング）をしています。

双方合意のもと、空家が活用されることが決定した場合、一定の要件を満たす改修工事に係る費用の一部を補助します。



©大田区

応募者の要件

次の2つの要件を満たした団体が対象となります。

(1) 空家等地域貢献活用事業に登録された団体（これからの登録を含む。）

団体の登録については、以下のホームページをご参照ください。

<http://ota-akiya.jp/>

(2) 次のいずれかの団体

- ① 区民活動情報サイトに登録された団体(会社法に規定する会社を除く。)
- ② 特定非営利活動法人
- ③ 社会福祉法人

工事 及び その他の要件

(1) 補助金交付が決定されるまで、着工しないこと

(2) 平成31年1月31日までに工事が完了すること

(3) 改修工事完了時より10年以上事業を継続すること

募集受付期間

平成30年6月1日(金) ～ 7月31日(火) 17時まで

補助金の額

補助の対象となる工事費に、次の割合を掛けた金額を補助します。（上限200万円/戸）

- ・福祉、子育て支援事業の場合…3分の2
- ・その他の事業の場合 …2分の1

選定方法

提出された書類の審査により、2団体（予定）を補助金の交付対象者として選定します。

応募方法などについて

大田区ホームページをご参照ください。

<https://www.city.ota.tokyo.jp/boshu/akiyajyoseiboshu.html>

【申込先・問合せ先】

大田区役所 まちづくり推進部建築調整課住宅担当

☎ 03-5744-1343 FAX 03-5744-1612

空家を地域のために有効活用しませんか

大田区では、空家を地域活動等の「公益目的」※で利用してほしい所有者の方と空家を活用して公益目的の活動をしたい方との橋渡し（マッチング）をしています。

空家所有者



空家総合相談窓口

マッチング



空家利用希望者

（地域団体・NPO・個人等）



※「公益目的」の活用例

- ・ビル・マンションの空室
- ・住まなくなった一戸建て
- ・使わなくなった部屋
- ・使っていない離れ 等

建物の用途によっては、活用するために必要な手続きや工事を行わなければならないこともありますので、ご注意ください。

- ・地域の交流スペース
- ・福祉デイサービス・グループホーム
- ・子育て支援の場
- ・団体等の活動拠点 等

★マッチング成立後の活用事例★



茶道・着付け等
文化活動の場

戸建住宅の和室と離れを
茶道・着付け等文化活動
の場として活用



保育ママ

2階建て住宅1階部分を
保育ママ（家庭福祉員）
保育の場として活用
※事前に区の認定が必要



ゲストハウス



英会話サロン
兼事務所

2階建てアパート1階
部分を生涯学習の英会
話サロン兼事務所とし
て活用



3階建て住宅2・3階部分
に海外旅行者と国際文化交
流のできる茶室を設置し、
ゲストハウスとして活用

